

大田区職員9条の会ニュース

第88号 2014年6月19日 編集 大田区職員9条の会事務局
大田区職員労働組合気付

【報告】6月2日 「集団的自衛権」行使容認NO！安倍政権の暴走STOP！ 戦争をさせない1000人委員会・東京南部 発足の集い



超満員の中開催される

現在、与党協議が進められている『集団的自衛権』に注目が集まる中、6月2日アプリコ小ホールで標記の集いが開催され、戦争をさせない1000人委員会の呼びかけ人のひとりでもある山内敏弘さん（一橋大学名誉教授）の講演と元教員で戦争体験者でもある北村小夜さんのからお話がありました。

山内さんの「二度と戦争をさせないために」と題した講演で、今の私たちにとって重要と思われるのは次のとおりです。

集団的自衛権行使容認論の意味するものは？

集団的自衛権を容認して戦争ができる国家にするか、それとも平和国家にとどまるかが、今まさに問われています。戦争ができる国作りを目指す安保法制懇の報告書と、その報告書を受けて出された安倍首相の「基本的方向性」は、立憲主義と平和主義を破壊するものであって到底容認できません。

『安保法制懇』とその報告書の内容は？

まず「安保法制懇」は、安倍首相の『私的諮問機関』であって法的根拠はありません。しかも委員は集団的自衛権行使論者ばかりです。したがって、結論は最初から明白です。報告書の内容は、集団的自衛権の行使のみならずPKO活動などにおける武力行使やいわゆるグレーゾーン事態における武力行使など想定されるほとんどすべての事態で武力行使を全面的に可能とすることを提案しています。この報告書のとおりになれば、憲法9条や96条（改正条項）、さらに憲法自体がなくなってなきがごとき状態になり、憲法の支配から権力の支配、法の支配から人の支配へ変わってしまいます。9条についてこのような解釈改憲が認められれば、他の条項（人権条項や統治機構）についての解釈改憲も同様に、私的諮問機関の報告と閣議決定で可能になります。例えば、政府解釈によれば現憲法下では徴兵制は違憲とされてきましたが、これも解釈改憲で合憲とすることが可能になってしまうのです。

『集団的自衛権行使容認』が私たちに及ぼす影響

集団的自衛権の行使によって、さしあたって海外で血を流し、殺し合うことになるのは自衛官です。しかしそうなれば、自衛隊を退職する人が出てくるだろうし、入隊希望者も少なくなるでしょう。そうなるとう徴兵制が必要になり、若い人たちにとっては自分自身が、中高年や高齢者にとっては自分の子や孫が徴兵されることとなります。また、私たち自身も報復戦争や報復テロによって死に直面するかも知れません。集団的自衛権の行使を容認するという事は、そういうことを意味しているのです。

講演では他に、憲法学的な視点から「解釈改憲による集団的自衛権行使容認の違憲性」について解説があり「集団的自衛権行使容認論の根拠」や『限定的行使の6要件』『安倍首相自ら解説した集団的自衛権行使の具体的な事例』についても解説と矛盾点などに鋭い指摘がされていました。

『歴史は繰り返す』でも『戦争という悲惨な歴史は繰り返してはならない』

北村小夜さんのお話で印象に残ったのは、『今の日本は戦前の雰囲気とよく似ている』『歴史は繰り返す。政府がするといったことを国民がやめさせたことは今まで1度もない。でも、これから先も同じ結果とは限らない。私たちが変えて行きましょう！』という言葉でした。

今まさに悲惨な歴史が繰り返されようとしています。そんなことにならないよう、声をあげて行動しましょう。

「集団的自衛権行使容認」の閣議決定は憲法第9条の危機！ 全国の9条の会、戦争を許さない1000人委員会に 改憲反対の声を結集しよう！

憲法9条の解釈を変えて集団的自衛権の行使を可能にし、自衛隊が海外で武力行使をできるようにする。安倍政権は今日本をこういう国に変えようとしています。

5月15日安倍首相の私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」(安保法制懇)の報告書を受けて、安倍政権がこれまで歴代政権が認めてこなかった「集団的自衛権の行使」を認めるのは、憲法を実質的に破壊するような大転換です。

安倍首相が当初の記者会見で、おじいさん、おばあさん、子どもたちを守れなくていいのかなどと大きなパネルで訴えた、避難邦人を輸送する米艦艇が攻撃された場合の防護については、このような場合は攻撃目標となる軍艦ではなくまず民間船で輸送されるもので、そもそもありえない「仮定」であるという意見や、なにも集団的自衛権を持ちださなくとも個別的自衛権等で対応できるという見解も多く聞かれるところです。また、その他の事例や、こうした事例を持ち出すこと自体に大きな疑問が出されています。

しかし、安倍首相は15日以降、与党公明党の賛同を取り付ける与党協議に入り、今回の事例を始めとして、たくさんの事例を挙げたり引っ込めたりしながら公明党の了承を取り付け、国会会期末までに集団的自衛権行使を容認する閣議決定をしようとしています。

そして、行使容認の結論で与党協議を終了させ、安倍政権はとにかく集団的自衛権行使を認める解釈改憲を閣議で決定することを強行する構えです。

皆さん、安倍政権がこの半年ほどで行ってきたことを思い起こしてください。昨年12月には多くの国民の反対を押し切って秘密保護法を強行成立させ、日本版NSCを創設、武器輸出三原則も実質的に撤廃しました。

いったん集団的自衛権の行使容認が閣議決定されてしまえば、その後は首相がNSCで限られた閣僚等の協議のみで集団的自衛権の行使を判断して自衛隊の派兵を行えるようなシステムをつくり出し、肝心な事項は国民には秘密にされてしまう危険があるのです。

職員9条の会は、第一次安倍政権の下で国民投票法が成立した直後に結成され、解釈改憲・明文改憲に反対する取り組みをおこなってきました。

この憲法が壊されるような事態に、自治労も参加している平和フォーラムを中心に「戦争を許さない1000人委員会」が大江健三郎さらを呼びかけ人として全国各地で立ち上げられ、反対の取り組みを開始しています。

解釈改憲に突っ走る安倍政権行に抗議し、全国の9条の会や1000人委員会の取組みと連携して、戦争反対、改憲反対の取組みを進めていきましょう。